

# 知っていますか？ 喫煙の新ルール

NEW RULES

施設の管理権原者は受動喫煙を  
防止する責務があります

望まない受動喫煙をなくするため、令和2年4月に改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例が全面施行されます。ルールを確認し、施設の管理権原者はもちろん、一人ひとりがルールを守り、受動喫煙のないまちを作りましょう(一部のルールはすでに実施済み)。  
問合せ 千代田区受動喫煙防止対策支援コールセンター ☎050-3818-1393

RULE  
1

## 多数の方が利用する 施設は原則屋内禁煙

- (1) 屋内も敷地内も禁煙となる場所(第一種施設)  
学校、病院、保育所、行政機関の庁舎など
- (2) 原則、屋内禁煙となる場所(第二種施設)  
(1)以外で多くの方が利用する施設(宿泊施設、飲食店、事務所、  
娯楽施設、鉄道など/客室や住居などのプライベートな場所は喫煙可)

RULE  
3

## 施設や喫煙場所の入り口には 標識の掲示が必要

店舗や施設、喫煙場所の入り口には標識の掲示が義務付けられています。

《標識の一部を紹介》

- (上) 施設内が全面喫煙可能であること、  
20歳未満の方の立ち入りが禁止されていることを示す標識(従業員がいない経営規模の小さな既存の飲食店のみ)
- (中) 施設内が禁煙であることを示す標識  
(飲食店のみ掲示)
- (下) 施設内の一部に喫煙専用の部屋があることを示す標識



RULE  
2

## 屋内での喫煙には 喫煙室の設置が必要

屋内に喫煙をすることができる場所を設けるときには、法律で定められた次の技術的な基準を満たさなければなりません。

- (1) 喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、  
0.2m毎秒以上であること
- (2) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって  
区画されていること
- (3) たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されていること

※経過措置として、建物の構造上の問題などで(3)を満たさない場合でも、(1)(2)に加え一定の要件を満たす場合は、喫煙室を設置できます(詳しくはお問い合わせください)

RULE  
4

## 20歳未満の方を喫煙エリア に入れてはいけません

20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としな  
い場合であっても、喫煙エリアへの立ち入り  
は一切禁止となります。また、立ち入らせて  
はなりません。たとえ従業員や配送業者な  
どであっても喫煙エリアに立ち入ることはで  
きません。



RULE  
5

## 施設の管理権原者・管理者は受動喫煙を防止する責務に違反した場合、 保健所による指導などの対象となります

施設の管理権原者(★1)・管理者(★2)は、受動喫煙を防止する責務に違反した場合、保健所による指導・助言、勧告・公表・命令、立ち入り検査のほか、過料の対象となる場合があります。

★1 施設の設備改修などを適法に行うことができる権原を持つ人 ★2 管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている人

### 主な責務

- (1) 喫煙器具・設備の撤去 喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。
- (2) 喫煙者への喫煙の中止などの依頼  
喫煙してはいけない場所で喫煙している(または喫煙しようとしている)人に対して、喫煙をやめるよう、  
またその場所から退出を求めるよう努めなければなりません。
- (3) ルール①②③④の厳守



喫煙をやめたい  
と思ったら…  
禁煙支援薬局で  
禁煙相談が受けられます

千代田区薬剤師会の協力により、区内の禁煙支援薬局では、薬剤師による禁煙相談が無料で受けられます(全17か所/右のステッカーが目印/一覧は区のHPに掲載(右下の二次元コードからアクセス可))。「たばこをやめたいのにやめられない」「以前、禁煙に失敗した」という方も、この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。

問合せ 健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

